

中世カスティーリヤの「辺境」における「殺害犯特權 (derecho de homicianos)」

—その起源と展開—

黒田祐我

1. 「戦争遂行型社会」と「辺境特權」

中世イベリア半島においては、キリスト教とイスラームという一神教を奉ずる異なる社会同士の融和と軋轢が繰り返された。理念上は闘争を繰り返した両社会の一方、すな

わち、中世を通じて「レコンキスタ」の主役であり続けたナスル朝グラナダ王国との「辺境」を担い続けたアンダルシア、ムルシア両地域は、中世後期を通じて軍事が最優先される社会を形成していった。⁽¹⁾

中世後期を通じてカスティーリヤ王権は、アンダルシア、ムルシアにおける国境の防備と新たに獲得された領域の保全をなすために、数多くの特権を盛り込んだ入植特許ラーム・スペイン)に対する戦争行為とその結果として構成された略奪経済と家畜放牧を軸とし、平民騎士 (caballeros villanos) に象徴される高い社会的流動性を特質とする)の社会論は、キリスト教諸国社会とアンダルス

中世カスティーリヤの「辺境」における「殺害犯特權 (derecho de homicianos)」

会)にて、カステイーリヤ王ファン二世(在位一四〇六—

一四五四)は、以下のように辺境防備のための入植の現況に關して述べる。

：モーグ人との辺境における余の城砦と拠点に十分な数の入植者を確保するべく、余の王国で生じたところの大きいなる利益に従い、かかる利益を考慮し、歴代の王たちと余は彼ら入植者たちに臨時貢租(monedas e pedidos)、取引税(alcaualas)やその他の貢納の免除をおこない、さらに彼らのある者達に麦と金錢あるいは他の多くの恩恵を授与する必要があつた。しかしかかる方策の全てにもかかわらず、戦時と休戦時を問わずに日々モーグ人からこうむるところの害悪と損害によつて十分な入植に成功していない⁽²⁾：

「辺境」は、小規模な紛争が頻発し、安全の欠如のゆえの人口過疎状態に苦しめられた。しかしこの機に土地集積、王からの「恩恵」の獲得を行うことと、一四世紀後半以降に台頭してくる四大軍事貴族(グスマン家門、ポンセ・デ・レオン家門、フェルナンデス・デ・コルドバ家門、ファハルド家門)を頂点として階層化された当該「辺境」社会においては、中小貴族によつて構成される都市寡頭層から平民にいたるまで、各々の軍事資質を軸としたヒエラルキーが成立していく。何人も「戦争」から逃れるこ

とはできなかつたのである。⁽³⁾

とりわけ、直にナスル朝支配域と境を接する最前線拠点には、より多くの特権が入植者に付与された。研究上において「辺境特権(Derecho de Frontera)」と総称される諸特権がそれである。入植者は、本来であれば義務付けられる様々な貢租支払いの免除、給金と糧食の支給(pagas y lievas)、そして交易上の特権や略奪品を分配する際の優遇策などから構成されている諸特権を享受し、これらと引き換えの軍役奉仕を義務付けられた。常なる国境域の警備、そして必要の際の略奪遠征を自前で実施することでのきる「腕っぷしの強い」入植者を確保することが最優先されたのである⁽⁴⁾。

かかる諸特権の中でも最も特徴的なのが、本稿の考察対象となる「殺害犯特権(derecho de homicianos)」であつた。とりわけ中世後期カステイーリヤ王権は、新たに獲得された対ナスル朝最前線拠点へ発布した入植許可状に同特権を盛り込んでいく。これは同特権が授与された領域を一種のアジールとみなし、本来であれば裁きを受けるべき罪人が当該領域に入つた場合、その者に恩赦を与える制度であつた。これは、人類学的な聖性の発現の一類型であり、なおかつこれから見ていくように、その起源、適用と展開の点で、「レコンキスタ」に忙殺された中世カステイー

リヤ王国の法制度的な特異性をも同時に示している。

2. アジール権としての「殺害犯特權」の起源

ある特定の領域を設定し、同域へ殺害をはじめとする重罪を犯した者が避難した場合に当局の訴追から一時的あるいは恒久的に逃れることを可能とする、いわゆるアジール権 (*derecho de asilo*) の存在は、地域・時代を超えて幅広く確認されている。しかしながら、一般に中世西欧世界では建造物としての教会、あるいはその管轄域へアジールが広く適用されていたのに対し、イベリア半島においては、異なる宗教を奉ずる二つの世界にまたがる場⁽⁵⁾というそのままの「辺境」性のゆえに、異なる展開をみせる。

その特殊性の第一は、アジール権を付与するのが当の王権自身であるという点である。本稿で取り扱うアジールは、世俗権威の及ぼしえない地域にたち現れる自生的なものではなく、また中世封建王制の脆弱性を示すものでもなく、むしろ入植と対アングルス防衛という明確な目標を掲げたカステイーリヤ王権が自身のイニシアチヴで採った方策と考えられる。第二に、この特権を得て避難した者達は自動的に訴追から解放されるわけではなく、以後見ていように、一定期間の当該地における軍役奉仕を果たして

はじめて恩赦を享受できる」となる。これらの点において、アジール権の一類型である「殺害犯特權」を含む「辺境特権」は、中世カステイーリヤ王国においては常に南、すなわちイスラーム世界に属するアンダルスへ向けた征服行為と、続く再植民（レポブラシオン）と密接な関係を持ち続けたといえよう。中世スペインにおけるこのような「辺境」におけるアジール権に初めて着目した法制史家、セラ・ルイスによれば「アジール権はスペインの再征服において特有の起源を持つている」のであつた。⁽⁶⁾

かかる軍事世俗的なアジール権としての「殺害犯特權」の起源は定かではない。八〇四年、ブルゴス北方九〇キロに位置するバルプエスタ (Valpuesta) のサンタ・マリア教会への特許状において「もしこの領域内に殺人あるいは（他の）咎のために避難したのであれば、誰もその者を追放してはならず、その者は同地において十全に庇護されるべし」と記されているものの、この特許状は偽作とされている。いずれにせよ、防備と入植の関連をここから明確に読み取ることは困難である。⁽⁷⁾

しかしながらセラ・ルイスによれば、一〇世紀から一世紀にかけて次第に南下する入植開墾運動、とりわけカステイーリヤ・レオン王国の「辺境」をなした「ドウエロ川

むこうの地 (Extremadura)」へのそれにおいては、ア

中世カステイーリヤの「辺境」における「殺害犯特權 (*derecho de homicianos*)」

ジール権と再植民との関連性がより明白に現れてくる。この時に、税制上の特権、守備に専念する必要から遠征の際ににおける従軍義務の免除をはじめとする一連の優遇策も出現し始める。これらの成立しつつあった「辺境特権」は、一〇七六年のセブルベダ都市法（フエロ）で一応の完成形をみることとなつた。⁽⁸⁾

同都市法の第二一八、三四条において封建的貢租の免除を、第一九、三十、三一条においては遠征従軍の免除を取り決め、第八条においては交易税の免除特権を付与し、第七条においては城壁修復と夜警を義務付ける。他方で「殺害犯特権」は第一三条で以下のように規定されている。「もしセブルベダの者がカステイーリヤの何者かを殺害してドウエロ川の向こう側へ逃れたのであれば、何人たりともその者を追つてはならない。」さらに第一七条においては「他者の妻や女兒、あるいは略奪物品を帶同した者がセブルベダに向かうのであれば、何人も彼を捕らえてはならない」と明記される。上記から明らかのように、未だ最「辺境」であつたドウエロ川の向こう岸側は、現行の秩序が及ばない一種の聖域と認知されていた。かかる聖域の存在と、カステイーリヤ・レオン王の領土拡大への意欲が一致する形で「辺境特権」が成熟をみたのである。

3. 中世後期における「殺害犯特権」の展開

として以後のカステイーリヤ・レオン王国は、ムラービト、ムワッヒド両王朝の主導する遠征に度々苦しめられていく。とはいえ、同王国領域内において管見の限りでは「殺害犯特権」の授与が見当たらない。セブルベダ都市法と同類型に属する都市法たるウクレスやクエンカのそれらにおいても、同特権は削除されている。この理由は不明ではあるが、推察することは可能である。一一世紀末から一二世紀初頭までの「辺境」を構成したドウエロ川とタホ川に挟まれた広大な領域においては、新たに軍事化されて広大な属域をもつ都市共同体（コンセホ）が形成され、支配層となる平民騎士らは、王権の一時的な弱体化に伴う混乱期においてすら自らのイニシアチヴで統治を行ない、対アンダルスの防衛と遠征を実施していく。またムラービト朝あるいはムワッヒド朝治下におけるアンダルスの「中心」は、徹頭徹尾現在のアンダルシア地域に集中しており、同地域との間には人口密度が極めて低い、一種の「無住地（no man's land）」が横たわっていた。であるがゆえに、王権主導の入植策を緊急に考慮する必要がなかつたのではなかろうか。⁽⁹⁾

3. 1. 「辺境」の情勢と入植奨励策

一二一一年のラス・ナバス会戦の後に急速に瓦解したムツヒド朝治下にあつたアンダルスでは、政治的分裂が急激に進行した。ある者はキリスト教諸国と結託して複雑な合従連衡をおこなう、いわゆる第三次ターリファ（群小諸王国）時代へと陥つたことはよく知られている。この混乱期を利用して「大レコンキスタ」を成し遂げたフェルナンド三世（在位一二一七一一五二）、そして父の遺した広大な征服地の再編を託された次王アルフォンソ十世（在位一二五二一一八四）が当初において目指していたのは、中世盛期のドゥエロ川とタホ川に挟まれたコンセホと類似した統治モデルの確立であつたと考えられる。というのも、一二四八年に居住ムスリムの退去を条件として降伏した都市セビーリヤの再入植を目的とする「土地再分配（レパルティミエント：Repartimiento）」においては、同都市内と属域において身分（血統貴族、平民騎士、歩兵）に応じ家屋と領地を分配する「平等」な方策が目指されていたからである。同域内で中核をなすのはいわゆる封建領主とその大所領ではなく、都市に集住し自身の不動産で自活しうる中小土地所有者と彼らで構成される都市共同体となるべきであった。かかる都市入植モデルと、農村部において「寛大」な征服過程で残存したムデ哈尔（残留ムスリム）

による「自治」モデル、この両輪からなる、ゆるやかな統治が目指されていた。⁽¹⁰⁾

しかしながら、一二六四年から次年にかけてアンダルシアとムルシアで勃発したムデハル反乱が状況を一変させる。アンダルス最後の砦であるナスル朝グラナダ王国の開祖ムハンマド一世（在位一二三一一一七三）の扇動が明らかとなつている同大規模反乱の鎮圧の後、農村部において圧倒的な多数派を占めていたムデハル達は、強制的、自發的を問わず退去を余儀なくされた。これに加え、一二七五年から激化するマリーン朝の軍事介入によつて度重なる略奪に晒されたアンダルシア社会は抜本的な構造転換を余儀なくされた。⁽¹¹⁾

かかる転換の影響は中世末に至るまで色濃く残存するものとなつていく。ムデハルが退去した後の農村部における絶望的なまでの人口過疎状態とそれに伴う土地価格の下落、戦争時、休戦時を問わず恒常的な略奪行為に晒されることから生じる危険、これら二つの連関する危機的状況から、二重のプロセスが同時並行的に展開されていく。第一に、ナスル朝支配域と直接的に境を接していない内地においては、人口過疎によつて土地集積が進行していく。その主役は主に都市に在住する中下級貴族、そして将来的に台頭してくる大貴族らであった。彼らは、もはや主の居ない

土地の強奪、あるいは去る者が所有していた土地を安価で購入する」とで自領の拡大を推進していく。他方で、王権の許可のもとで、あるいは自らのイニシアチヴで当該自営地に再入植を募り、地域の再組織化に着手していく。この過程で、王権が当初において構想していた、自活しうる平民騎士を主体とする「水平的」な集住モデルからはかけ離れたヒエラルキー社会構造がたちあらわれ、最終的に大土地所有制（ラティフンディオ）に象徴されるアンダルシア社会が形成されていくのである。第二に、対イスラーム最前線の諸拠点においては、王権自身の主導によつて早急な植民が計画され、度重なる略奪行為を耐えて領域の保全を成功させられる人員を確保する」とが最優先された。最「辺境」の植民においては既に述べた「辺境特権」、とりわけ「殺害犯特権」の授与が広範になされ、放牧を除いて農業を実施することが実質上不可能である当該諸拠点は、内地から供給される給金と糧食を植民者に分配することとでからうじて保持されていった。それでもなお、既に述べたように日常的な「暴力」に満ち溢れた最前線拠点の植民には決して成功したとはい難く、人口は絶望的なまでに小規模なものであり続けた。⁽¹²⁾

こうして、中世後期アンダルシア社会の軍事的特質が確立される。一四世紀後半以降に台頭してくる大貴族の強

い影響下において、都市寡頭層が統治する大規模な拠点都市（ciudad-base）は、前線へ物資の供給を行つとともに、必要時における遠征を実施する「大本營」として機能した。やがて前線に座する中規模の都市拠点として、王領に属する（realengo）都市や貴族の支配する（señorio）都市が並置され、より日常的な辺境「交渉」の中核をなした。そして小規模な砦や塔、見張り場と呼ぶに相応しい、荒野に点在する最前線拠点は、内地からの物資供給に頼り、「殺害犯特権」によつて来訪したならず者が闊歩する、極めて不安定な場でありつけた。カステイーリヤ王国とナスル朝グラナダ王国の「辺境」は、このよくな二層からなる防衛網で構成されていたのである。⁽¹³⁾

3. 2. 中世後期「辺境」における「殺害犯特権」の展開

既に前節で述べた通り、対グラナダ王国の最前線拠点は一四九二年に至るまで日常的な越境暴力が行使される場であった。平穏な生活を送るにはほど遠い環境であり続けたため、防衛に必要となる最低限の人員を確保することすらままならなかつた。であるがゆえに、当該前線拠点の入植許可状（cartas-pueblas）に「殺害犯特権」を付与する」ととなつていく。中世後期における対グラナダ国境においてはじめて「殺害犯特権」が登場するのは、征服後間もなく

いジブラルタルに対して、一二一〇年一月三一日付けでフェルナンド四世（在位一二九五—一三一）が発布した入植許可状においてである。

さらに、余は以下のことを命じまた堅持するものである。すなわち、盜賊あるいは盜人、人殺しや他のあらゆる悪事をはたらいた者、または自身の夫から逃亡した既婚女性やその他で、ジブラルタルを訪れ、同地の都市民あるいは居留民となつた者は、同地において全て死罪から守られ庇護されるべし。同都市あるいは域内に滞在し居住する限りにおいて、何人も彼らに対し損害を与えるとしてはならない。しかしながら、裏切り者、すなわち主人に背いて城砦を譲渡した者、王の休戦や和平を侵犯した者、主人の妻を強奪した者はその限りではなく、同地にて庇護されないのであり、よつてかかるべき罰を受けるべし。⁽¹⁴⁾

さらに、重罪から免除される条件として以下を規定する。

また、既に上述の通り裏切り者を除く罪人の全ては、都市民としてあるいはそうではなくとも、ジブラルタルに一年と一日滞在することで、余の裁きから免れる。ただし同じジブラルタル内で悪事をおこす場合はその限りではない。⁽¹⁵⁾

このように一世紀セプルベダ都市法の規定からさらに具体的になつてゐる。アジールへ逃亡することで自動的に無罪となるわけではなく、その場において一定期間滞在し、つまりは軍役あるいはその補佐に従事してはじめて過去に犯した重罪が免除された。「辺境」の防衛という王権の意図がここに強く介在しているのは明らかである。しかしながら、全ての重罪人に適用されるわけではなく、裏切り者（trahidor）は死罪を逃れることはできなかつた。この点でもまだ、一世紀後半に編纂された『七部法典』の規定と合致している。⁽¹⁶⁾

一三世紀末から一四世紀前半にかけて要衝アルヘンラスをめぐつて展開された合從連衡状態すなわち「海峡戦争（Guerra del Estrecho）」における一角を占めたカステイーリヤ王国は、確かにアルフォンソ十一世（在位一二一一三五〇）の実施した度重なる征服活動の結果、グラナダ王国から多くの前線基地を奪取することに成功している。しかし同王自身も遠征中に罹患したところの黒死病が蔓延し、ちょうど経済危機の時代とも重なる一四世紀は、「辺境」に限らず人口過疎にあついだ時代であつた。であるからこそ、最後の手段として本来であれば秩序の攪乱者として排除すべき殺人犯、誘拐犯や盜賊といった「質の疑わしい」人的資源をも王国の利益のために利用せざる

表：カスティーリヤニグラナダ辺境における「殺害犯特権」の授与

授与日時	拠点	必要滞在期間	例外規定
1310	ジブラルタル	一年と一日	裏切り者
1327	オルベラ	一年と一日	裏切り者と不実者(alevoso) オルベラ領内で犯罪を犯した者
1328	アルカウデテ	四年	裏切り者と不実者
1331	ケサダ	記載なし	裏切り者と不実者
1333	タリファ	一年と一日	裏切り者と不実者 異端者
1448	アンテケーラ	一年と一日	不実なる裏切り者(traydor alevoso)
1460	ヒメナ	十ヵ月	裏切り者と不実者 ヒメナ領内で犯罪を犯した者
1470	ヒケナ	一年と一日	裏切り者と不実者 ヒケナ領内で犯罪を犯した者
1490	サロブレニヤ	一年と一日	裏切り、不実、確信的殺害(muerte segura) あるいは王宮廷から5レグア以内で犯罪を犯した者*

* 1 legua ≈ 4,19km

をえなかつたのである。一三二七年にオルベラ、翌年にアルカウデテ、一三三一年にケサダに「殺害犯特権」を授与し、既に一三世紀末に獲得していたタリファへも一三三三年にあらためて同特権を付与していることからも、防衛の絶望的な困難をみてとることができる。⁽¹⁷⁾ 一四世紀後半は領土的拡張が全くない時期であり、少なくとも公的な戦争状態がカスティーリヤ王国とグラナダ王国との間で宣言されることはなかつた。しかし一五世紀に入るや、再び断続的な

戦争行為が実施され、その過程で獲得された前線拠点における入植許可状に再び「殺害犯特権」が登場してくる。管見の限りで、一四五八年に既に征服されていたアンテケーラ、一四六〇年にはヒメナ、一四七〇年にはロルカ近郊の小城砦ヒケナ、そして「グラナダ戦争」の最中の一四九〇年に地中海に面した要衝サロブレニヤへ授与されている⁽¹⁸⁾。

3. 3. 「殺害犯特権」の意義

中世後期に再び登場してくる「殺害犯特権」の文言と授与状況から明らかとなる点は以下の通りである。まず、対グラナダ王国での最「辺境」を構成する一連のベルト地帯(Banda Morisca)に限って授与されている点である。繰り返すように、一四世紀、王国全土を覆う人口減少によって、常に危険が付きまとった最前線の国境地帯を維持することは極めて困難であった。そこで王権は、常套句を借りれば「上述の城砦が荒廃しないよう」(por quel dicho Castillo non se despoblase) 最後の手段として「殺害犯特権」を用いたことは間違いない。その証左として、一三三三年にタリファに授与された理由は、同年夏に生じていた要衝ジブラルタルの喪失という危機的状況に関連しており、また一四一〇年に既に征服されていたアンテケーラに

は、当初において同特権を授与しておらず、グラナダ王国の攻勢とカステイーリャ王国内が政治的に混乱する一四四〇年代後半において「辺境」が後退する一四四八年、あらためて授与されている。⁽¹⁹⁾

絶望的な状況下で人的資源の確保のため、王権がしぶしぶ採った方策であつたことを忘れてはならない。よつて、王国の秩序に従つてこなかつた彼らを匿うことと引き換えに、中世後期においては明確な軍事奉仕義務の期間を定めることは理に適つていた。多くの場合は「一年と一日」の奉仕、すなわち一年間を満了した時点ではじめて恩赦が与えられるにすぎない。また、最大の重罪としての裏切り者と背信者 (traidor, alevoso) や、異端者、あるいはアジールとしての場で罪を犯した者、さらにカトリック両王期になるや、移動する王宮廷の近郊で罪を犯した者、上記の者たちはこのアジール権を享受できなかつた。最後の手段ではありながらも、王権は必要以上の混乱を招きかねない不安定な要素を招き入れることを出来うる限り拒んだのである。

そしてたとえ一定期間の軍役奉仕を終えて恩赦を享受できたとしても、それまでの彼らの生きざまを大きく転換することは難しかつたであろう。事実、彼らの多くは当該地に定住することなく、再び放浪をなしていつたと考えら

れている。⁽²⁰⁾ 恒常的な軍事力の欠如に苦しむカステイーリャ王権は、これ以外の場合においても、ならず者に対しても従軍と引き換えの恩赦を授与していたものと推測されるが、その結果も同じであつた。『アルフォンソ十世年代記』は、次の興味深い逸話を挿入している。

また、当該地に大規模な盗賊の一団が闊歩しており、山野で目にする全てを殺害し強奪していた。そこで王は（グラナダ）沃野への進撃に帶同するという条件で彼らの罪を許した。（進撃から）帰還した後、彼らは王に多くの対価を要求したが、王は与えなかつたため、山野に向かい領地に最大限の害悪を為すと脅迫をなした。これを知つた王は、彼らを捕縛して全員を死罪とするように命じた。⁽²¹⁾

「殺害犯特権」は、人口過疎と防備の必要性に晒されつけた「辺境」へ入植者を誘致するために王権がやむなく授与した方策であつた。それは、王の二つの責務に関して述べるアルフォンソ十世の言葉を借りれば、「一つには、土地がより豊かとなり豊穣さを増すべく、適切な不毛の地へ入植させることであり、もう一つには、より良く保全されて守護されるべく、建造すべき城砦を建造すること」を実現する最後の手段となつた。⁽²²⁾ しかし同時にそれは、同じく王の責務である「平穏と安寧 (paz y sosiego)」の確保

を脅かしかねない諸刃の剣であった。中世後期における両王国間の「辺境」においては、約二五〇年間を通じてほとんど大規模な戦争行為が生じることなく、国境線は概ね維持されており、確かにこの意味においては歴代の王達の意図に適つた方策であつたといえよう。近年強調されてきているように、「戦争遂行型社会」としてのアンダルシア・ムルシア「辺境」社会は、公的な戦争行為の希少性のゆえに、宗教的な境の向こう側との和平的関係を構築することを目指す「平和遂行型社会」でもあつたことは間違いない。しかしながら同時に、「殺害犯特権」によつてからうじて維持され平和であつたかに見える「辺境」へ、ミクロな規模での日常的暴力を常に担う攬乱要素を恒常に招き寄せる事にもなりえた。「殺害犯特権」は、まさに中世スペイン「辺境」の戦争と平和、暴力と平穏、あるいは拒絶と受容といった、相反する要素が混在するという矛盾性を端的に象徴する制度であつたのである。⁽²³⁾

4. おわりに

しかし興味深いことに、上記の「」とき僅少の例外を除くのであれば、「殺害犯特権」はその起源からほぼ常に対アンダルス国境域における入植・防衛と不可分であつた。ここでおそらく誰もが想起するのは、十字軍の定義としての「罪の赦し」との類似性であろう。周知の通り、イベリア半島における「レコンキスタ」もまた十字軍特権を教皇から授与されており、既に一二世紀前半の時点で、罪を犯した一貴族が聖地巡礼に代わるものとして「贖罪としてのサ

四一一四七四)治世の混乱期に乱発されたとされる「殺害犯特権」の削除と整理が目的であつたと考えられる。しかしこのことは、同特権の有用性が疑問視され始めていることを端的に示す。事実、少なくとも一五世紀のアンダルシア社会は急速な人口増加を経験しており、ナスル朝を滅亡させることによって生じうる人口過疎状態をもはや懸念する必要はなくなつていた。⁽²⁴⁾

それでもなお、未だに「モーコ人との辺境」においては、今しばらくは「殺害犯特権」の享受は維持される。他方で、対グラナダ国境以外の場で確認されている数少ない事例であるナバーラ王国との国境域の拠点たる、バル・デ・エスカライ (Val de Ezcaray) に与えられていた同特権は「悪しき慣習」であると断じて削除が命じられるに至つた。⁽²⁵⁾

一四八〇年に開催されたコルテス(於トレード)において、カトリック両王は「殺害犯特権」に関する統一を行つて、おそらく先代の王エンリケ四世(在位一四五

ラセン人との恒常的な戦い (pro penitentia ut semper debellaret Saracenos)」を実施する事例が存在する。時は流れて一一一四年、トレード大司教ヒメネス・デ・ラーダは「辺境」での城砦の修復に貢献する者へ贖宥を与え、また当時の歴代教皇（ホノリウス二世、グレゴリウス九世、インノケンティウス四世）もまた、城砦の守備に携わる者は聖地十字軍への参加と同価値と宣言する。⁽²⁶⁾

権力の及ばない避難所としてのアジールの出現は、確かに人類にとって普遍的な現象であったのであろう。しかし本稿で扱ってきた中世カステイーリヤ王国における「殺害犯特權」は、人類学的なアジール概念のみで説明できる聖性の発露ではない。なぜなら世俗権力の及ばない地域に自生的に発生する一種の「反権力」を象徴するものではなく、少なくとも中世後期の事例においては、逆に王権という世俗的であるとみなされる権力が認可して初めて規定されるアジールであるからである。とはいものの、近年の研究においてしばしば指摘されるようなカステイーリヤ王権の世俗性、さらには辺境を防衛するための単なる手段、ひいては「レコンキスタ」のプラグマティズムのみで説明が事足りるわけでもない。対アンダルス必然的に対イスラームとなるイベリア半島における「辺境」では、対異教徒戦争あるいは防衛から生じる聖戦意識もまた、自然と生

じうる。そして同特権に混在しているこれらの諸要素は決して矛盾することなく同居していたと推測される。世俗性と聖性の矛盾は、まさに一三世紀末から一四世紀前半にかけての激動の時代を「辺境」で生きたファン・マヌエルの考える「レコンキスタ」觀と類似しているからである。すなわちそれは、不當に奪取された西ゴート王国の復権としての「正戦 (guerra justa)」という世俗的な闘争であると同時に、戦相手が異教徒であるという事実から必然的に「聖戦 (guerra santa)」ともなりえた。⁽²⁷⁾

一四九一年をもつて、人類学的な聖性、軍事世俗的な有用性、そして十字軍的聖性、これら全ての要素を喪失した、かつてのカステイーリヤ王国とナスル朝グラナダ王国との間における「辺境」は、同地で享受されていたところの「辺境特権」、とりわけ「殺害犯特権」を存続させるための基盤をなくしてしまった。ナスル朝の首座の征服から約二年後の一四九四年六月六日、カトリック両王はアルカウデテの領主アロンソ・フェルナンデスに、もはや自身の都市に犯罪者を匿わないようにと伝達している。他の諸拠点もまた「辺境特権」を漸次喪失していく。

聖性を剥奪されたかつての「辺境」は、一六世紀においては、もはや過去を経験した古老達の心の中で懐かしさを伴い想起される対象でしかなくなつたのである。⁽²⁸⁾

四

(→) 「戦争遂行剝奪」 錯に闇トレサ 先驅歴史家 E. Lourie, "A Society Organized for War : Medieval Spain," *Past and Present*, 35 (1966), 54-76 も、中世初期の J. F. Powers, *A Society Organized for War : the Iberian Municipal Militias in the Central Middle Ages, 1000-1284*, Berkeley, 1988 を参照。中世後期の「戦境」 はヨーロッパ社会の錯綜する領地を示す。「暴力」 は中世の主要な威嚇手段である M. Rojas Gabriel, *La frontera entre los reinos de Sevilla y Granada en el siglo XV* (1390-1481), Cádiz, 1995 を参考文献で見る。たとえば本稿に記載されたハヌスベ国境帯を示す用語として「戦境」 の點頭がよく用いられる。この意味でローマ時代の特質を概ね構成する「戦争」 史籍は現存しないが、中世初期の “frontaria, frontera” は錯綜する複数の小都市や町を示す、「跋扈徒の境界」 が用いられることが多い。

(△) “...por quanto segunt el grant prouecho que nascia e era enlos mis rregnos por estar los mis castillos e logares fronteros delos moros bien poblados, notorio era enlos dichos mis rregnos, e que considerando el tal prouecho, los rreyes donde yo venia e yo les dieran e diera franquezas e libertades de monedas e pedidos e alcaualas e de todo otro trebuto, e avn a algunos dellos pagas de pan e dineros e otras muchas mercedes, e avn que con todo esto, non podian estar bien poblados, segunt el mal e

el danno que rrescebian cada dia delos moros asi en tiempo de treguas como en tiempo de guerras...” *Cortes de los antiguos reinos de León y de Castilla. Publicadas por la Real Academia de la Historia*, 5vols, Madrid, 1861-1903, vol.3, pp.76-77.

(○) ハンタニアは貴族の土地集積状況に関する A. Collantes de Terán Sánchez, “Los señores andaluces. Análisis de su evolución territorial en la Edad Media,” *Historia, Instituciones, Documentos*, 6 (1979), 89-112 も、軍事貴族を主とした社会形態に関する R. Sánchez Saus, *La nobleza andaluza en la Edad Media*, Granada, 2005 を参照。

(△) 「戦境特權」 の概要に関する M. C. Quintanilla Raso, “Consideraciones sobre la vida en la frontera de Granada,” in *Actas del III Coloquio de Historia Medieval Andaluza*, Jaén, 1984, 501-519; M. González Jiménez, “Poblamiento y frontera en Andalucía (ss. XIII-XV),” *Espacio, Tiempo y Forma: Revista de la facultad de geografía e historia (UNED)*, 4 (1989), 207-224; id., “La frontera entre Andalucía y Granada: realidades básicas, socio-económicas y culturales,” in *La incorporación de Granada a la Corona de Castilla*, Granada, 1993, 87-145. 中世後期におけるカストリーニョ＝グリナダ「戦境」 は、双方で文化変容が著しく、それが始まる前から、城砦構造の類似性から、戦争を主導する社会像の構成も非常に似

隈の「辺境」の歴史とその権利をめぐる議論。

Chalmeta, "El concepto de tagr," in *La marche supérieure d'al-Andalus et l'Occident chrétien*, Madrid, 1991, 15-28; M.

Arcas Campoy, "La práctica jurídica en la frontera oriental nazari (segunda mitad del s.XV)," in *Actas del Congreso: La Frontera Oriental Nazari como sujeto histórico (siglos XIII-XVI)*, Almería, 1997, 293-299; M. González Jiménez, "Relación general: la frontera oriental nazari," in *Ibid.*, 673-678.

(10) 呂圭國歴史学の「辺境」の歴史とその権利をめぐる議論。

R. Kaeuper, "Right of asylum" *Dictionary of the Middle Ages*, 10vols., New York, 1982-1989, vol.1, pp.632-633. 本編の「辺境」の歴史とその権利をめぐる議論。

トマス・カウルズ、トマス・カーラーの「辺境」の歴史とその権利をめぐる議論。

田中輝也教授の「辺境」の歴史とその権利をめぐる議論。

M. González Jiménez ed., *Diplomatario Andaluz de Alfonso X*, Sevilla, 1991, n.502., pp.50-531.

(11) R. Serra Ruiz, *El derecho de asilo en los castillos fronterizos de la reconquista*, Murcia, 1965, p.24.

(12) "Si quis igitur infra hos terminos pro aliquo homicidio vel culpa configerit, nullus eum inde audeat abstrahere, set salutur ibi omnino..." M. A. Ibáñez García, "El "Privilegio" de Alfonso II: introducción al señorío de Valpuesta en los

siglos XI-XII," *Sancho el Sabio*, 18 (2003), 151-174, p.172.

(13) セアハダ締結の分析による筆者VV.AA., *Los fueros de Sepúlveda*, Segovia, 2005 に所収。 A. Gambra Gutiérrez, "Alfonso VI y la repoblación de Sepúlveda," 31-55; J. Alvarado Planas, "El fuero latino de Sepúlveda de 1076," 57-86; E. González Díez, "Castilla, Sepúlveda y el derecho de frontera," 107-150 を参照。 条項の分類はGambra Gutiérrez 編著による。

(14) 先駆的な研究として J. Gautier Dalché, "Islam et chrétienté en Espagne au XII siècle, contribution à l'étude de la notion de frontière," *Hespéris*, 47 (1959), 183-217 及び近年の母国学の成果としてトマス・カーラーの「辺境」の最新研究。

P. Buresi, *La frontière entre chrétienté et Islam dans la Péninsule Ibérique, du Tage à la Sierra Morena (fin XIe - milieu XIIIe siècle)*, Paris, 2004 を参照。 たとえばモロッコ・タホリト王朝が「モロッコ」として現在のカストイヤニャ・タラハチャ自治州、ヌエバ・ムルヒード自治州など大きな地域は、13世紀の「大トマス・カーラー」による「辺境」である必要がなくなった。 前者の場合には戦争での武力による領土化を行ったが、多くの都市領域が成立し、他方で後者はおこじて大きな騎士領のトド、大規模な大土地所有制が展開された。

feudalismo (siglos XI-XIII). Reflexiones para un estado de la cuestión," *Studia Histórica. Historia Medieval*, 10 (1992), 203-243; J. L. de la Montaña Conchín, "Frontera y sociedad en la Transierra extremeña (siglos XII-XIII)," in *I Estudios de Frontera*, Jaén, 1996, 135-155.

(12) 『西國領地の歴史』を先駆した J. González González,

"Las conquistas de Fernando III en Andalucía," *Hispania*, 6/25 (1946), 515-634 や、船井洋一による「十二世紀の「西國領地」の歴史とその影響」*Repartimiento de Sevilla*, introducción por M. González Jiménez, 2vols., Sevilla, 1998 や必須である。 M. González Jiménez, 2vols., Sevilla, 1998 や、アスコバの残留「十二世紀の「西國領地」の歴史とその影響」 M. González Jiménez, *En torno a los orígenes de Andalucía*, 2ed., Sevilla, 1988 や誰しも。

(13) マルケス後の一ハダルハート社会の歴史 . 「アントニオ・ルメドガが数多くの「西國領地」を手に入れた」 A. González Jiménez, *La repoblación del reino de Sevilla en el siglo XIII*, Granada, 2008 や、その「西國領地」

や M. Rojas Gabriel and D. M. Pérez Castañera, "Aproximación a almogávares y almogavarías en la frontera con Granada," in *I Estudios de Frontera*..., 569-582.

(14) “Otrosí: Mandamos é defendemos firmemente que todos

aquejlos que se fueren para Gibraltar, é que sean y vecinos y moradores quier que sean golifanes ó ladrones, ó que hayan muerto homes, ó otros homes cualesquier malhechores que sean, ó muger casada que se fuya á su marido, ó en otra manera cualquier, que sean y defendidos y amparados de muerte, e que los que y estubieren é moraren en la villa ó en su termino que ninguno non sea A. Ladero Quesada, *Andalucía en el siglo XV. Estudios de*

historia política, Madrid, 1973 や、その他のアントニオ・ルメドガの著書 *西國領地の貴族の歴史と西國領地の歴史* id., *Los señores de Andalucía: investigaciones sobre nobles y señores en los siglos XIII a XV*, Cádiz, 1998 や、その他の著書。

osado de les faser mal ninguno, non seyendo ende ome
trahidor que dió castillo contra su señor, quebrantó tregua
ó paz de rey ó leva muger de su señor, que estos que non
sean y amparados, mas que hayan aquella pena que
merecen." A. Benavides, *Memorias de D. Fernando IV de
Castilla*, 2vols., Madrid, 1860, vol.2., doc.495, pp.708-710.

(15) "Otrosí: Todo home qualquier malfechor que sea, salvo
trahidor, segund dicho es de suso que en Gibraltar morare
año y dia, quier que sea vecino quier no, que le sea
perdonada la nuestra justicia, salvo faciendo el maleficio
en la dicha Gibraltar." *Ibid.*

(16) *Las siete partidas del sabio rey don Alonso el Nono /*
nuevamente glosadas por el licenciado Gregorio Lopez,
Madrid, 1974, Setena Partida, Título VIII, Ley XV. 「シテ
シベペリトの権利法に従ひて、裏切つたる者に付刑せしめ
て他者を殺害した者は、騎士であれ他の種であれ、其處
に裏切つて匿かねる条項も述べた理也。死罪となぬべし。」
(Mas segun el fuero de España todo ome que mattasse a
otro a traycion, o aleue, quier sea cauallero, o otro, deue
morir porende, segund diximos de suso en el titulo de las
trayciones.)」

(17) ナニギの入植地日本は R. Escalona, *Historia del real
monasterio de Sahagún: sacada de la que dexó escrita el
Padre Martir Fr. Joseph Pérez*, Madrid, 1782(Edition
facsimil: León, 1982), Apéndice de textos, n.3, pp.205-207.

母国カタルーニャの「没収」と日本「殺害犯特權 (derecho de homicianos)」

アルカウナは J. M.^a. Ruiz Povedano, "Poblamiento y
frontera. La política repobladora de Alfonso XI en la villa
de Alcaudete," *Boletín del Instituto de Estudios Giennenses*, 101 (1980), 65-76, Apéndice documental, pp.73-76. ケキ
エマ J. de M. Carriazo y Arroquia ed., *Colección diplomática de Quesada*, Jaén, 1975, n.22., pp.36-37. ルートゥニト
エ E. Vidal Beltrán, "Privilegios y franquicias de Tarifa," *Hispania*, 66 (1957), 3-78, n.10, pp.31-35 ルートゥニト
エの参考照した。史料上に證明するにあたるがなわなこむ
セ、111年6月1日付の書状で、アルフチャハナト一世はム
トのモハビハ近郊の小規模城砦の状況を述べる。「余
は、ケサダ、ティエスカル、カンジル、アルバール&他の忍
境城砦へ恩恵をなし、それより余から以下の特權を保持し
てこむ。やなわち、当該城砦に自身の肉体やゆうて移住
あるいは移住するハムストレガリヤの如きは雖、負債や贋
ム免除され得也。」 J. Rodríguez Molina ed., *Colección documental del Archivo Municipal de Úbeda, II (siglo XIV)*, Granada, 1994, n.34., pp.97-99.

(18) 母国没収の「殺害犯特權」の全像を掴むために
は、既に示すところ、ナニギの先駆研究に加えてム
ルスの研究。F. Alijo Hidalgo, "Privilegios a las plazas fronte-
rivas con el reino de Granada," in *Estudios sobre Málaga y
el reino de Granada en el V centenario de su conquista*,

- (21) “Et otros andauan y grandes compansas de golfines que avién andado en las montannas matando e robando a quantos fallauan e el rey auialos perdonado porque entrasen con él a la Vega. E después que se vieron fuera, demandauan al rey muchas cosas porque los touiese. E porque gelo non dava, andauan amenazando que se yrían por las montannas et que faríán quanto mal pudiesen en la tierra. Et el rey, quando esto sopo, mandólos prender e matar a todos.” *Crónica de Alfonso X según el Ms. II/2777 de la Biblioteca del Palacio Real (Madrid)*, M. González Jiménez ed., Murcia, 1999, p.215.
- (22) “la vna plouar (sic) las tierras yermas aquéllas que conuienen que sean pobladas, porque la tierra sea por ende más rica e más abondada, e la otra labrar las fortalesas que son por labrar, porque se pieden por ende mejor guardar e defender.” *Diplomatario andaluz...*, n.487, pp.516-519.
- (23) 「斗羅刹に翻社^{シテ}」 云々、ロシニン・モニーナの聖地
聖地に闇^{シタ}と詠がゆ。眞社^{ミツカ}の體をもぐれ體争^{シテ}
がゆるてたゞハシド^{シタ}。 (Salvo de los omizianos que
moran e moraren e fueren a bivir e morar de aquí adelan-
te a la dicha villa, ques mi merced que no sean quitos ni
perdonados)】 Alijo Hidalgo, “Mercedes y privilegios...”
Apéndice documental, pp.416-419.
- (24) *Cortes de los antiguos reinos...*, vol.4., pp.176-177; A.
Collantes de Terán Sánchez, “Evolución demográfica de la
Málaga, 1987, 19-35. ハトホー^リ | 国 | ○母^リ女^リのH
トトハリ主^リの権政トハヌナハシ^リの主導^リめで、陸^リ空^リの
シテレ^リの國^リをスム。 F. Alijo Hidalgo, “Mercedes y
privilegios a una plaza fronteriza del siglo XV: Antequera,”
in *Andalucía Medieval: I Coloquio de Historia de Andalu-
cia, Córdoba*, 1982, 407-419; id., “Antequera en el Siglo XV:
el privilegio de homicianos,” *Baetica*, 1 (1978), pp.279-292.
ルメナリ^リの國^リをセ Serra Ruiz, *El derecho de asilo...*
Apéndices, n.4., pp.197-209 も、メナハト=ダナタ^リの最^リ御^リ
據^リ城^リをセナト^リ十^リとく^リ貴^リ御^リに^リは先駆^リ駆^リを
レ J. Torres Fontes, *Xiquena, castillo de la Frontera*,
Murcia, 1960, pp.153-159 も参照。 キロトム-リ^リア^リ「森
御^リ御^リ權」の據^リ文書^ダ Serra Ruiz, *El derecho de asi-
lo...* Apéndices, n.1., pp.183-187.
- (19) 徵服^リの後^リ1年後^リの1月^リ1年^リ10月^リ10日^リ、ハトホー
トトハリ數^リかねた人種^リ口米^リだ、畠丘^リ「森御^リ特
權」の據^リをださひ^リてこだ。「だ^リ」今後^リは同^リ畠丘^リ
庭^リをも^リせ庭^リをや^リせ、^リ庭^リを庭^リを^リ詔^リな^リ森
御^リ御^リ權^リを闇^リさ詔^リな^リ。余の雖^リみせ、彼^リの罪^リに恩赦^リ
がゆる^リだ^リ。 (Salvo de los omizianos que
moran e moraren e fueren a bivir e morar de aquí adelan-
te a la dicha villa, ques mi merced que no sean quitos ni
perdonados)】 Alijo Hidalgo, “Mercedes y privilegios...”
Apéndice documental, pp.416-419.
- (20) Alijo Hidalgo, “Mercedes y privilegios...” p.413.

Andalucía bética (siglos XIII-XV)," in *Andalucía Medieval. Actas I Coloquio de Historia Medieval de Andalucía*, Córdoba, 1982, 21-33.

- (25) *Cortes de los antiguos reinos...*, vol.4., p.177. いき地の「ア・ルマス」十「アーラ」、アラハスの国境域の港

穀糧貯蔵港 (Fuenterrabia) である。セラ・ルイ・サ

- ル・アントニオ・セラ・ルイ・サ (Serra Ruiz, *El derecho de asilo...*, p.66.

- (26) 111年間の兵役の後、彼の妻の娘を殺害して

いた罪の赦しのため、「恩讐」に陥る。生涯を投

す。Chronica Adefonsi Imperatoris, in *Chronica hispana saeculi XII parsI*, Corpus Christianorum, Continuatio Medievalis 71, Turnhout, 1990, 109-248, p.237. 111年間の事

例としてセラ・ルイ・サ (Serra Ruiz, *El derecho de asilo...*, p.52) を参照。

- (27) Don Juan Manuel, "Libro de los estados," in *Obras completas. Don Juan Manuel*, C. Alvar and S. Finci eds.,

Madrid, 2007, Primera parte Capítulo XXX, pp.491-492; F.

García Fitz, "La guerra en la obra de don Juan Manuel," in *Estudios sobre Málaga...*, 55-72.

- (28) F. Toro Ceballos ed., *colección diplomática del Archivo Municipal de Alcalá la Real: Reyes Católicos (1474-1518)*, Alcalá la Real, 1999 n.38, pp.139-141.

- (29) エスコリャル、1年半間にわたり情勢が悪化する間に、邊境沿いの「恩讐」もあつて続いた。同地

域では、海陸から人品の略奪行為が頻繁になれていた。
しかししながら、本稿で取り扱った「陸の辺境(frontera terrestre)」と異なる性質を「海の辺境(frontera marítima)」は保持している。